

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法			法令番号	昭和24年法律第195号		
手続名	埋立地取得者からの負担金徴収			根拠条項	第90条第3項		
処分基準	埋立地取得者からの負担金徴収						
	国営土地改良事業負担金条例で負担金の徴収基準が規定されており、それに基づき徴収する。						
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課	目次	2
	2 弁明の機会の付与						